

庶務諸給与事務

(3) 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>思斉支援学校</p>	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="368 646 1403 766"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県</td> <td>平成29年5月24日 ～5月25日</td> <td>634円</td> <td>平成29年7月7日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	兵庫県	平成29年5月24日 ～5月25日	634円	平成29年7月7日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>当該検出事項について、概算払を受けた者に対し、その債務の額が確定した後30日以内に精算するよう周知徹底した。 今後は、概算払を受けた者に対し、その都度、30日以内に精算する必要がある旨を説明するとともに、支出命令者がその履行を確認するなど大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
兵庫県	平成29年5月24日 ～5月25日	634円	平成29年7月7日								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
思斉支援学校	<p>管内出張について、誤って管外出張としてシステム登録したため、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="474 573 1255 693"> <thead> <tr> <th data-bbox="474 573 813 615">出張先</th> <th data-bbox="813 573 1041 615">旅行日</th> <th data-bbox="1041 573 1255 615">旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="474 615 813 693">大阪市北区</td> <td data-bbox="813 615 1041 693">平成29年 10月20日</td> <td data-bbox="1041 615 1255 693">370円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費支給額	大阪市北区	平成29年 10月20日	370円	<p>速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。</p>	<p>当該未支給旅費額については、追給を完了した。</p> <p>また、出張に係るシステムの取扱いについて、管内と管外を間違ふことないよう職員朝礼時に教職員に周知徹底した。</p> <p>今後は、旅費担当者、事務長による確認を徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p>
出張先	旅行日	旅費支給額							
大阪市北区	平成29年 10月20日	370円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
東大阪支援学校	<p>管内出張について、適切なシステム登録が行われず、旅費が未払いとなっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="581 533 1540 672"> <thead> <tr> <th data-bbox="581 533 997 583">出張先</th> <th data-bbox="997 533 1282 583">旅行日</th> <th data-bbox="1282 533 1540 583">旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="581 583 997 672">東大阪市</td> <td data-bbox="997 583 1282 672">平成29年7月3日</td> <td data-bbox="1282 583 1540 672">540円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費支給額	東大阪市	平成29年7月3日	540円	<p>速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。</p>	<p>勤務実態を確認し追給を行った。 また、教職員に対し、検出事項と是正事項の内容を周知し、適正な事務処理の徹底について確認した。</p>
出張先	旅行日	旅費支給額							
東大阪市	平成29年7月3日	540円							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月30日）